

婚姻届の書き方

婚姻届

令和 6 年 10 月 1 日届出

埼玉県幸手市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1)	(よみかた) 氏 名	夫 になる 人		妻 になる 人	
		さって 氏 幸手	たろう 名 太郎	さいたま 氏 埼玉	はなこ 名 花子
(2)	生 年 月 日	昭和60 年 5 月 5 日		平成元 年 3 月 3 日	
		住 所		住 所	
		埼玉県幸手市〇〇 一丁目 2 番地 3 号 〇〇マンション101		埼玉県幸手市□□ 678 番地 9 号	
		世帯主 の氏名 幸手 太郎		世帯主 の氏名 埼玉 幸男	
(3)	本 籍	埼玉県幸手市△△ 四丁目 5 番地		埼玉県幸手市□□ 678 番地	
		筆頭者 の氏名 幸手 寿之		筆頭者 の氏名 埼玉 幸男	
	父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父 幸手 寿之	続き柄 二男	父 埼玉 幸男	続き柄 長女
		母 幸手 結子		母 埼玉 和美	
		養父	続き柄	養父	続き柄
		養母	養 子	養母	養 女
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏 新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 埼玉県幸手市〇〇三丁目1 番地			
(5)	同居を始めた とき	令和 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください) □結婚式も同居もしていない			
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日) ☑初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)			
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から 99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契 約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(8)	夫 妻 の 職 業	夫の職業 妻の職業			
	そ の 他				
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 幸手 太郎 印		妻 埼玉 花子 印	
	事 件 簿 番 号			住 所 を 定 め た 年 月 日 夫 年 月 日 妻 年 月 日 連絡先 電話 080 (1234) XXXX 自宅・勤務先 []・携帯	

本 届 書 中
字 訂 正
字 削 除
字 加 入

令和 年 月 日 午前 時 分受領 午後	夫 □免 □旅 □個 □その他 □無 () □有 □無 不受理 通知 □要 □不要 妻 □免 □旅 □個 □その他 □無 () □有 □無 不受理 通知 □要 □不要 使 者 □免 □旅 □個 □その他 □無 () 送付 令和 年 月 日 確 認 通 知
----------------------------	--

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください(消えるボールペンは使用しないでください)。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。
その日が日曜日や祝日でも届けることができます
(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください)。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	幸手 寿之 印
生 年 月 日	☑昭和 □西暦 30 年 1 月 1 日 □平成
住 所	埼玉県幸手市△△ 四丁目 5 番地 6 号
本 籍	埼玉県幸手市△△ 四丁目 5 番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

☑夫の氏 □妻の氏	夫の氏を選択 する場合	□夫の氏 ☑妻の氏	妻の氏を選択 する場合
--------------	----------------	--------------	----------------

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、
希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。
◎押印は任意です。